

笛吹市職員の懲戒処分について

令和6年12月12日付で笛吹市職員の懲戒処分を行いましたので、笛吹市職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、次のとおり公表します。

1 事案

特定個人情報等の誤廃棄事案

2 事案の概要

被処分者は、「笛吹市個人情報及び特定個人情報等の適切な取扱いに関する規程」に規定する情報保護責任者として、特定個人情報の管理をしていなかったこと、「笛吹市文書管理規程」に規定する文書管理責任者として文書の管理責務を果たさなかったこと、「笛吹市サービス管理規程」で定められている様式により引き継ぎを行なわなかったことにより文書の誤廃棄が生じた。

このことは、地方公務員法第32条の「法令等に従う義務」に違反している行為であり、同法第29条第1項第1号の「法令に違反」に該当するため。

3 処分内容

(1) 被処分者

市民環境部 部長

60 歳代

(2) 処分

戒告

(3) 処分事由

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分

4 処分年月日

令和6年12月12日